



【千葉市農業委員会】 農地・農業に関する 無料法律相談を行っています！



対象者 (相談内容)	千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題（相続・売買・賃貸借など）でお悩みの方を対象に、弁護士・司法書士（千葉市農業委員会農業委員）が面談で応じます。（費用無料） ※業務として農地の転用・転売等に關係する方は対象外です。
相談日時	<p>【相談日】 令和7年 10月16日（木）、11月14日（金）、12月16日（火） 令和8年 1月16日（金）、2月16日（月）、3月16日（月）</p> <p>【時間】 午後1時30分～午後4時30分 ※相談時間 1人50分（定員3人）</p>
相談場所	千葉市役所高層棟7階 農業委員会会議室
申込方法	<p>○事前申込（予約制）</p> <p>○千葉市農業委員会事務局まで、電話または窓口にてお申し込みください。 ※申し込みの際には、住所・氏名・電話番号（原則として携帯電話）・相談内容の概略・希望日をお伝えください。希望日に空きのある場合に時間帯を指定いたします。</p> <p>【千葉市農業委員会事務局】 (住所) 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟7階 (電話) 043(245)5767</p> <p>○受付締切 相談日の前々開庁日の午後5時</p> <p>○相談をキャンセルする場合 やむをえず相談をキャンセルする場合は、相談日の前開庁日までにその旨ご連絡ください。無断で相談をキャンセルされた方については、その後の相談申込をお断りする場合があります。</p>
相談方法	面談のみ（電話でのご相談には応じることはできません。）
相談員	弁護士または司法書士（千葉市農業委員会委員） ※千葉市農業委員会事務局職員が同席します。
ご利用にあたって	<p>○秘密は厳守します。 ○法律相談時間は、お1人50分です。 ○相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。 ○無料相談は、広く皆様にご利用いただくため、同じ方からの同じ案件に関する相談は1回までです。 ○裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。 ○内容等により、受け付けできない場合があります。</p>